

藤枝市教育委員会

令和6年8月定例会議案

令和6年8月8日

藤枝市教育委員会 8 月定例会議事日程

日 時 令和6年8月8日（木）午前10時から
場 所 藤枝市役所西館5階 第2委員会室

開 会

会議録署名委員指名

委員

委員

日 程 第1

第18号議案 令和6年度藤枝市教育委員会事業評価について -P1-

日 程 第2

・諸般の報告

○教育政策課

- ・令和7～10年度使用の中学校教科用図書の採択について -P2-
- ・令和5年度藤枝市内児童生徒の問題行動等の状況について -P5-
- ・令和6年度「ふじえだ教師塾」塾生の教員採用試験結果について -P14-
- ・令和6年度「ふじえだ教師塾」合同入塾・開講式について -P15-
- ・ペンリス市・白山市・藤枝市中学生オンライン交歓会について -P16-

○生涯学習課

- ・「わたしの主張2024静岡県大会」について -P17-

○その他

閉 会

次回教育委員会定例会：令和6年9月19日（木）午前10時（西館5階第2委員会室）

令和 6 年度藤枝市教育委員会事業評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項に基づき、藤枝市教育委員会の事業評価を実施したので、別紙報告書を議会に提出する。

令和 6 年 8 月 8 日 提出
藤 枝 市 教 育 委 員 会
教 育 長 中 村 禎

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を実施したため、その結果に関する報告書を議会に提出したく提案するものです。

令和 7～10 年度使用の中学校教科用図書の採択について

(教育政策課)

1 採択結果について

令和 7～10 年度使用の中学校教科用図書について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 13 条第 5 項の規定に基づき、別紙教科用図書を志太地区教科用図書として採択したことを報告する。

<参考>

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律
(教科用図書の採択)

第 13 条

5 前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

2 情報公開について

(1) 採択結果の公開時期

- ・採択地区内のすべての教育委員会の決議後。
- ・県教育委員会は、9 月 2 日（月）にホームページへの掲載を予定。

(2) 開示請求の対象と考えられるもの

- ・採択連絡協議会名簿
- ・採択連絡協議会議事録
- ・地区教科書研究委員会委員名簿
- ・地区教科書研究委員会報告書
- ・採択理由 等

志太地区採択連秘第9号
令和6年7月29日

藤枝市教育委員会 様

志太地区教科用図書採択連絡協議会長

令和7～10年度使用の中学校教科用図書の採択について（通知）

このことについて、志太地区三市の教育委員会から同意書が提出されましたので、令和7～10年度使用の中学校教科用図書については、別紙のとおり決定しました。
つきましては、貴管内の各中学校に通知願います。

別 紙

令和 7 ～ 10 年度使用中学校教科用図書（志太地区）

種 目 名	発行者名（略 称）
国 語	教 育 出 版（教 出）
書 写	教 育 出 版（教 出）
社会（地理的分野）	教 育 出 版（教 出）
社会（歴史的分野）	教 育 出 版（教 出）
社会（公民的分野）	東 京 書 籍（東 書）
地 図	帝 国 書 院（帝 国）
数 学	学 校 図 書（学 図）
理 科	新興出版社啓林館（啓林館）
音楽一般	教育芸術社（教 芸）
音楽器楽	教育芸術社（教 芸）
美 術	日本文教出版（日 文）
保健体育	東 京 書 籍（東 書）
技 術	開隆堂出版（開隆堂）
家 庭	開隆堂出版（開隆堂）
英 語	三 省 堂（三省堂）
特別の教科 道徳	光 村 図 書（光 村）

令和 5 年度藤枝市内児童生徒の問題行動等の状況

藤枝市教育委員会教育政策課

はじめに

藤枝市教育委員会では、平成 22 年 3 月に生徒指導の指針として『子どもが安心して学べる学校づくりに向けて』を作成した。この指針に基づき、「いじめを許さない学校づくり」「思いやり溢れる学校づくり」を柱に『子どもが安心して学べる学校づくり』に向けて、全市を挙げて取り組んでいる。

毎年 10 月には、市内全児童生徒を対象に「学校生活アンケート」を実施しているが、昨年度のアンケートでは、「学校が楽しい」と回答した小学生が全体の約 95%、中学生が約 94%となっており、多くの児童生徒が学校を楽しんでいると感じ、充実した生活を送ることができている。これは指針に基づき、各学校において全校体制で取り組んできたことが、着実に成果として表れてきたのではないかと考える。

いじめの問題に関しては、平成 25 年に「いじめ防止対策推進法」が施行されてから、いじめの問題への適切な対応がさらに求められるようになった。文部科学省は「いじめ問題に関する基本的認識」として、『「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識する』とし、積極的な認知を推進している。藤枝市ではこれまでも各学校で『いじめを許さない学校づくり』を柱に毅然とした姿勢で対応しているが、さらにいじめの問題への対応の徹底を図るように依頼をしている。

『学校生活アンケート』においても、令和元年度よりその目的を「いじめを見逃さず、早期発見と積極的認知、迅速な対応に努めること」を第一とし、回答を無記名とした。記名することにより、実際にいじめを受けている児童生徒が、発信元を特定され報復を受けるとの恐れから、真実を書けず、結果的にいじめを見逃してしまうことになる可能性があるからである。

アンケートに「今、いやなことをされている」と回答した児童生徒の中で、「誰かに相談した」と回答したのは小学校で 68%、中学校で 75%であった。まだまだ誰にも言えずに悩んでいる児童生徒が多いのが現状である。今後も引き続きいじめの未然防止・早期発見・早期対応に心がけるとともに、さらなる相談体制の充実が望まれる。

一方、思いやり溢れる学校づくりについては、本市で進めてきたピア・サポート活動が形骸化しないよう、令和元年度より教職員への研修をより実践的なものに変更し、「活動ありき」にならないように取り組み始めた。令和 5 年度は、研修参加者がピア・サポートの指導力に定評がある教員の授業を参観し、事後研で互いの気づきを共有すること等を通して、各々の指導力の向上につなげた。また、実践事例集に「本校のピア・サポート」の項目をつくり、各学校において、ピア・サポートの理念がより浸透するように働きかけている。

市内には、家庭環境が不安定な児童生徒、自己有用感が低い児童生徒も多く見られる。今後はこのような児童生徒に対して適切な支援をし、すべての子どもにとって安心して学べる学校であるようにしていきたいと考える。

1 問題行動

(令和5年度児童生徒の問題行動等の調査より)

(1) 実態

① 発生件数

- 問題行動の発生総件数は603件（小：285件・中：318件）であり、関係総人数は926人（小：403人・中：523人）である。前年度に比べ、問題行動の発生総件数は約1.1倍（小：約1.2倍・中：約1.0倍）増加している。総関係人数は約1.1倍（小：約1.2倍・中：約1.0倍）増加している。

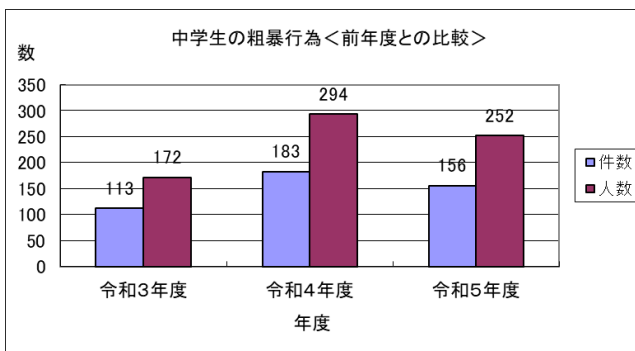
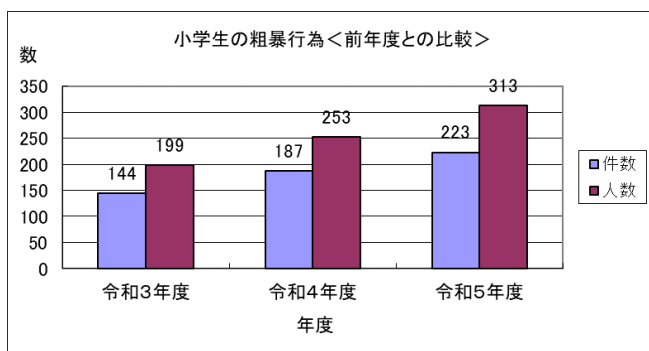
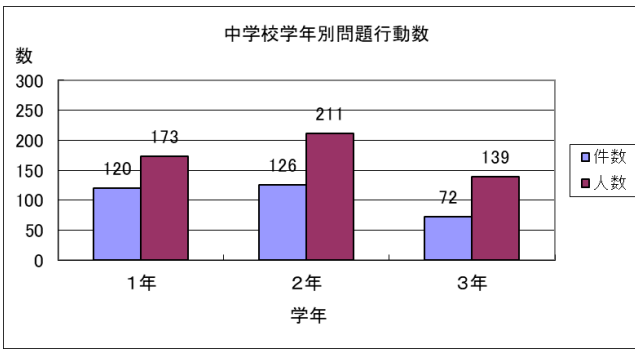
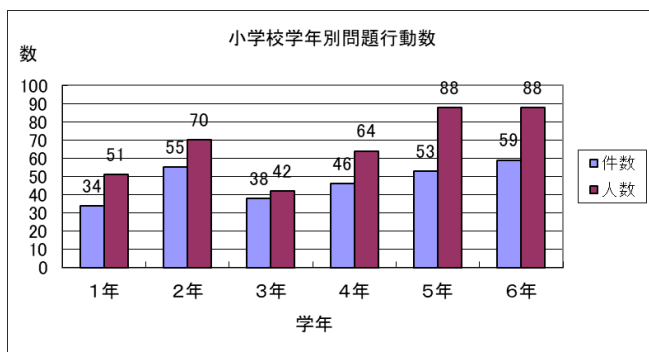
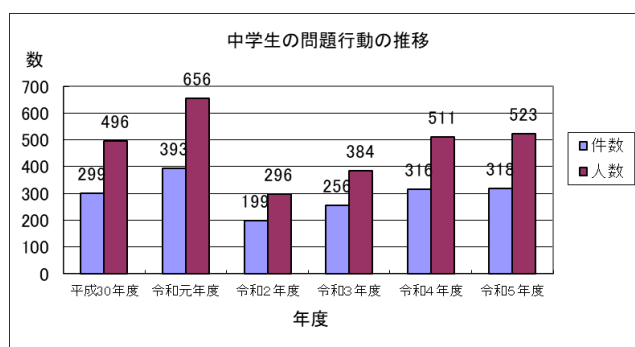
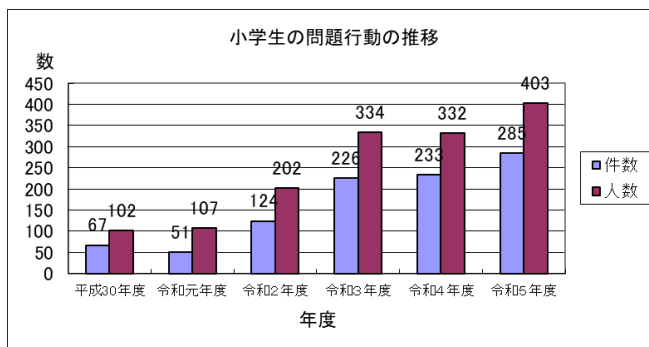
② 発生学年

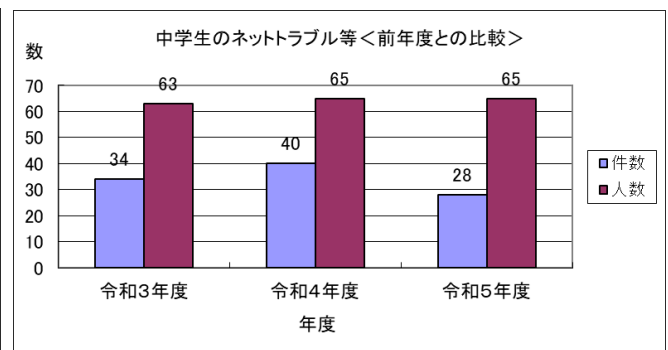
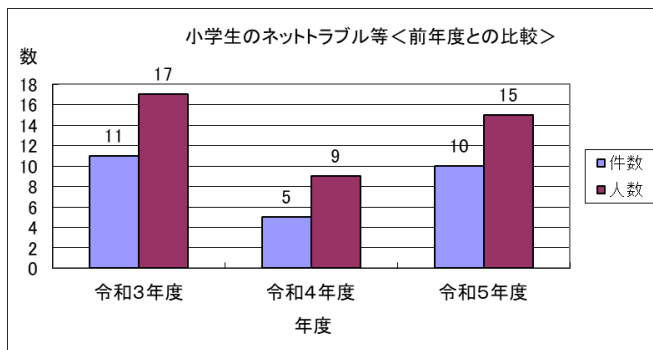
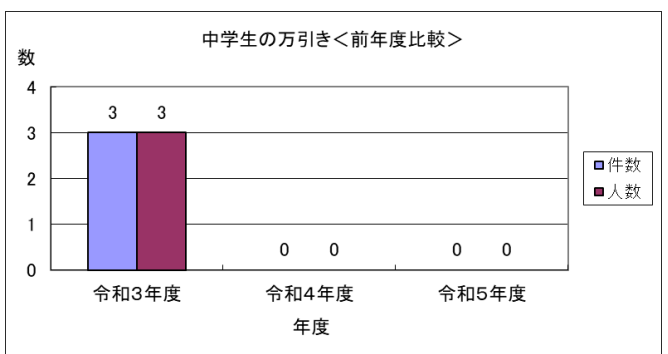
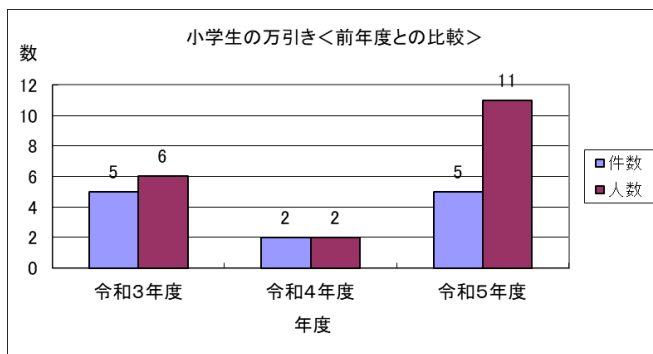
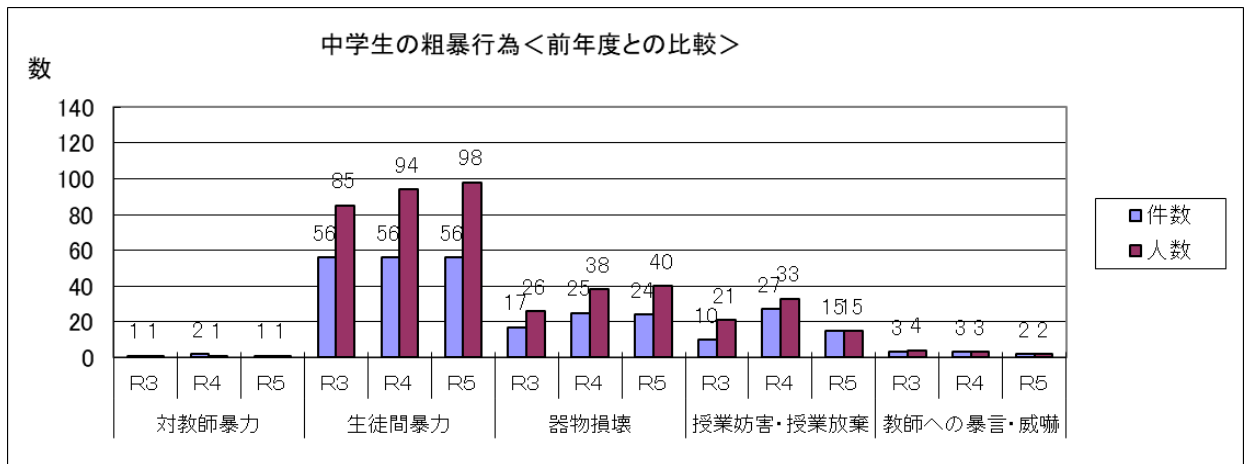
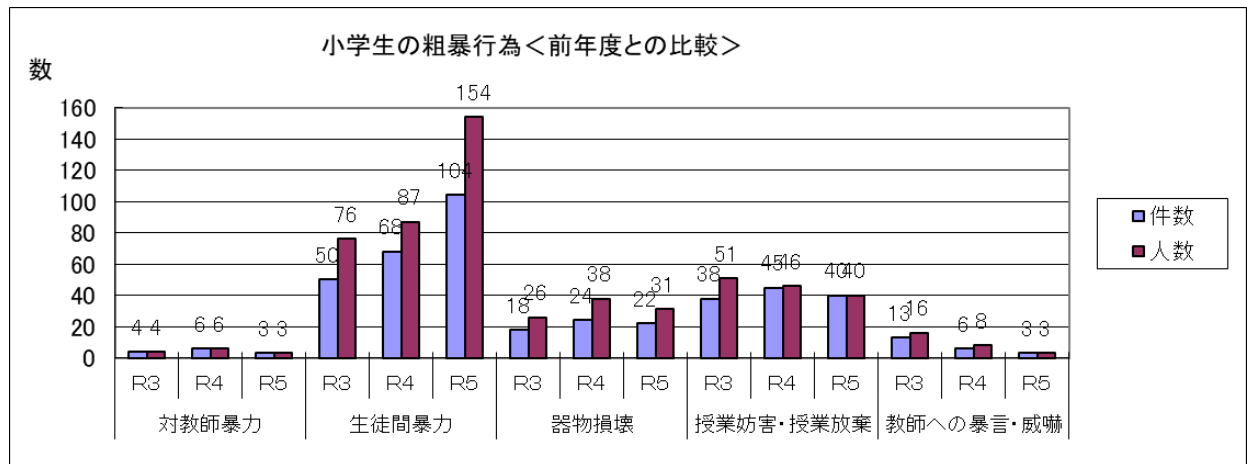
- 小学校は6年生、2年生、5年生の順で多く、中学校は2年生、1年生、3年生の順で多い。

③ 問題行動が多い項目

小学校		中学校	
生徒間暴力	104件 154人	その他	110件 167人
その他の粗暴行為	45件 72人	生徒間暴力	56件 98人
授業妨害授業放棄	40件 40人	その他粗暴行為	56件 94人

④ 問題行動関係グラフ





(2) 対応のポイント

- ・生徒間暴力やその他の粗暴行為、器物破損等において、ひやかしやからかいに起因する事例が多く報告されている。また、自分の気持ちを言葉で表すのが苦手で、衝動的な行動に出てしまう子による事例が多く報告されている。日頃から全児童生徒に対しての人権教育やピア・サポートのスキルを育むためのエクササイズ、人間関係づくりプログラム等を活用し、発達支持的生徒指導をしていくことが重要である。さらには、特別支援教育の視点を持ちながら、一人一人の個性・特性を理解し、その子に合った支援をすることが大切である。
- ・携帯電話誹謗等ネットトラブルについては、学習用タブレットやスマートフォンでの事例が散見される。小学校から、家庭や関係機関との連携、情報リテラシーのさらなる育成に努める必要がある。
- ・被害者が心身の苦痛等を感じている場合、その暴力行為をいじめ行為として認知し、組織として対応をしていく必要がある。
- ・藤枝警察署生活安全課、志太・榛原地区少年サポートセンター、中央児童相談所、こども・若者支援課に多大なご協力をいただくとともに、各関係機関が連携を図ることで適切な対応及び未然防止に向けての取組ができていく。今後も、各関係機関との連携を強めていく。

2 不登校

(令和5年度児童生徒の問題行動等の調査より)

(1) 実態

① 人数

- ・不登校児童生徒は小学校 167 人（出現率 2.23%）、中学校 214 人（出現率 5.79%）であった。前年度と比べて、小学校では 39 人増加、中学校では 14 人の増加であった。

② 学年の内訳

- ・小学校は 6 年生 58 人、5 年生 39 人、4 年生 26 人、3 年生 21 人、2 年生 16 人、1 年生 7 人であり、中学校は 3 年生 79 人、2 年生 74 人、1 年生 61 人である。

③ 不登校の理由

- ・本人に係る理由（小学校）

不安 45%・無気力 21%・はっきりしない 21%・人間関係 13%

- ・本人に係る理由（中学校）

無気力 38%・不安 30%・はっきりしない 26%・人間関係 6%

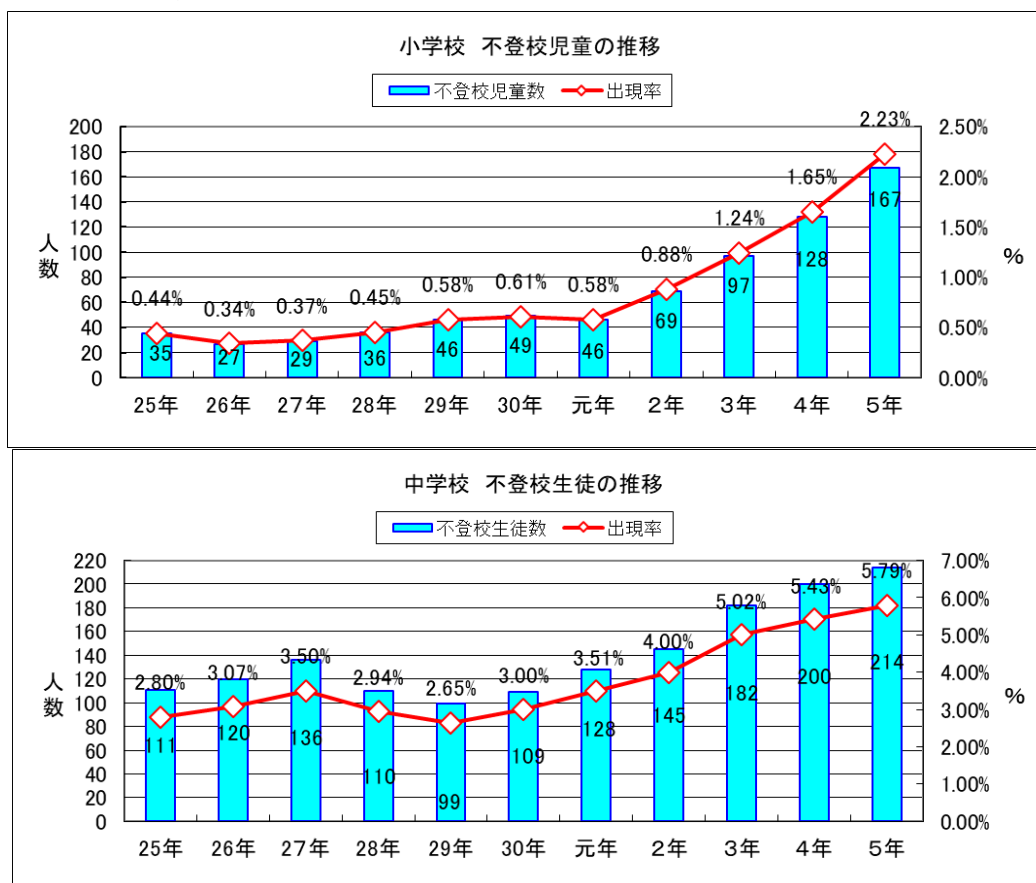
- ・学校・家庭に係る理由（小学校・主なもの）

家庭状況 79%・学業不振 13%・友人関係 4%

- ・学校・家庭に係る理由（中学校・主なもの）

家庭状況 72%・学業不振 12%・友人関係 12%

④ 不登校の推移



(2) 対応のポイント

- ・新規不登校児童生徒を生まないよう、児童生徒が安心して学ぶことができる居場所づくりや、友達との人間関係を深め、思いやり溢れる学校づくりに取り組み、全ての児童生徒が安心して学べる学校としていく。
- ・不登校の要因は、個々の生徒の背景となる環境が様々であり、様々な要素が絡み合っている場合が多い。近年は心因性や学業不振、転校、両親の離婚・再婚等の家庭環境の変化だけでなく、発達障害による二次障害、虐待、養育不足、親の心因性等が背景にあるケースも増えている。まずは、校内でアセスメントを行い、児童生徒の状況を多面的に把握し、必要な支援を考えていくことが重要である。
- ・市内全 10 中学校に加え、新たに小学校 2 校に設置されている登校支援教室を活用し、不登校の未然防止や早期対応につなげたい。
- ・長期化や重篤化を防ぐために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、適応指導教室「藤の子教室」、こども・若者支援課、こども発達支援センター、医療機関等の関係機関と連携することが重要である。
- ・児童生徒のメンタルヘルスの悪化や小さな SOS を察知し、深刻化する前から積極的な支援につなげることで、未然防止を図りたい。

3 いじめ

(令和5年度児童生徒の問題行動等の調査より)

(1) 実態

① 認知件数

- ・いじめの認知件数は小学校 247 件、中学校 89 であった。前年度と比べて、小学校では 99 件増加、中学校では 39 件の減少であった。

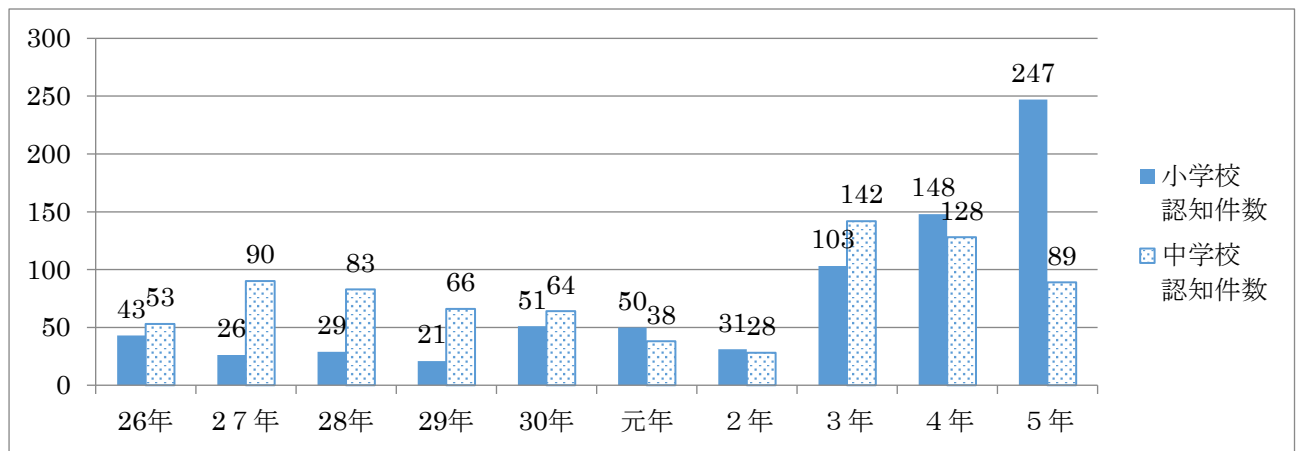
② 学年の内訳

- ・小学校は 6 年生 45 件、5 年生 57 件、4 年生 30 件、3 年生 25 件、2 年生 64 件、1 年生 26 件であり、中学校は 3 年生 22 件、2 年生 28 件、1 年生 39 件である。

③ いじめの解消率

- ・小学校 37.7%、中学校 61.8%である。

④ いじめ認知件数の推移



(2) 対応のポイント

- ・「いじめ」の定義について、全児童生徒及び保護者の理解を進めていくことが大切である。また、いじめが「解消している」状態についても必要に応じて児童生徒及び保護者に周知していく必要がある。
- ・引き続き、いじめ防止対策推進法に基づき、認知を行うようにする必要がある。その際に、いじめ防止基本方針、ガイドライン等をもとに、適切な対応ができるよう、理解をさらに深めていくことが重要である。
- ・いじめの態様としては、「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる」が圧倒的に多い。日頃から全児童生徒に対しての人権教育やピア・サポートのスキルを育むためのエクササイズ、人間関係づくりプログラム等の活用、スクールロイヤーによる児童生徒向け出前講座（いじめ予防教室）等を通して、発達支持的生徒指導をしていくことが重要である
- ・児童生徒への定期的あるいは必要に応じたアンケートを実施する等により、早期発見・早期対応に努めることが大事である。
- ・いじめ事案の複雑化や長期化を避けるため、迅速かつ丁寧な初期対応を心掛けていく。また、組織的対応のみならず、警察等の関係機関との連携等の相談体制の充実・強化を通して、いじめの解消に努めていく

4 その他

(1) 交通安全

児童生徒の交通事故発生状況（交通事故災害月例調査による。）の推移 【件】

年度	月 校種	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
元	小学校	0	2	2	4	5	3	1	3	0	3	3	1	27
	中学校	0	3	1	3	1	1	1	1	0	1	3	0	15
2	小学校	2	1	2	3	1	3	3	3	1	0	3	1	23
	中学校	0	0	2	3	0	0	3	3	0	0	2	0	13
3	小学校	0	2	2	1	1	1	1	1	2	1	0	0	12
	中学校	0	3	4	2	2	1	1	2	1	0	1	1	18
4	小学校	1	3	0	0	0	1	2	1	6	0	4	1	19
	中学校	1	1	0	3	0	0	0	0	2	0	1	1	9
5	小学校	2	0	3	1	2	1	0	1	0	1	0	0	11
	中学校	0	1	2	0	1	1	1	3	3	2	0	0	14

① 令和5年度の状況

- ・事故件数については、小学校は増加、中学校は減少となっている。
- ・事故発生の時間帯については、以下の通りである。
 登校時 小学校 1件 中学校 4件
 下校時 小学校 1件 中学校 1件
- ・最も事故発生の多い時間帯は、小学校、中学校ともに「家庭で生活している時間」である。
- ・事故発生の状況については、小学校は同乗中（6件）、中学校は自転車乗車時（8件）が多い。

② 対応

- ・各学校では交通安全及び交通ルールの遵守について指導を繰り返し行っている。藤枝警察署交通課とも連携して、交通安全教室を実施している。また、自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化された点についても、引き続き啓発していく。さらに、B i v i 駐輪場やドン・キホーテ駐輪場等、市内の駐輪場に無施錠で自転車を駐輪している様子が見られる点についても、施錠をするように指導していく。

(2) 安全管理

- ・令和元年度に全校への防犯カメラ設置を完了し、安全管理に活用している。
- ・不審者、わいせつ行為等には児童生徒の心に大きな傷を残すことになるため、未然防止を図るために藤枝警察署や防犯協会に対して、今後も安全確保に向けて協力を依頼していきたい。
- ・各小学校の下校時刻一覧表を藤枝警察署交通課、防犯協会、サポートセンターにも配付し、安全確保のためにご協力いただいている。

- ・児童生徒の登下校の安全確保のために、市内各地域で多くのボランティアの方々が登下校の見守りやパトロール等の活動を行っていただいている。
- ・学区内の危険箇所については、5月に一斉調査し、市関係各課と協議した。また、通学路の点検も学校と市関係各課、警察署等の立会いで行った。改善の必要な箇所について、学校、地元自治会、市の関係各課等で改善等の対応を行った。

(3) 関係機関との連携

- ・児童福祉法第25条第2項の規定に基づき、藤枝市子ども・若者総合サポート会議の実務者会議として、毎月1回児童生徒指導支援部会を開催し、配慮を要する児童生徒に関する情報交換するとともに、対応についての検討を行っている。

参加者：中央児童相談所、藤枝市立総合病院、藤枝警察署生活安全課

志太・榛原地区少年サポートセンター、藤枝市校長会

こども・若者支援課、健康推進課、自立支援課、生涯学習課、こども発達支援センター、スクールソーシャルワーカー、教育政策課

- ・必要に応じて、関係機関で適宜ケース会議を開催し、配慮を要する児童生徒に関する報交換、連携を図っている。
- ・不登校や発達に課題を持つ児童生徒については、焼津市にある「やきつべの径診療所」の医師と毎月1回連絡会を開催し、情報交換と対応の協議を行っている。

(4) 情報モラル教育の推進

- ・平成25年度から業者に委託し、ネットパトロールを実施しているが、これだけでは対応できない状況も生じているので、各校で情報モラル教育を推進していく必要がある。保護者へも保護者のための情報モラル講座等を通して、啓発を進めている。

別紙 1

令和 5 年度 問題行動の調査 【 4 月～ 3 月】

教育委員会名																												藤枝市教育委員会												件数		人数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		窃盗						粗 暴 行 為						M	家 出 等				Q	飲酒・喫煙		性 非 行		V	W	そ の 他								合 計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L		N	O	P	R		S	T	U	X																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		万 引 き	自 転 車 盗	バ イ ク 盗	自 動 車 盗	車 上 ね ら い	そ の 他 の 窃 盗	対 教 師 暴 力	生 徒 間 暴 力	対 人 暴 力	器 物 損 壊	恐 喝	授 業 妨 害		授 業 妨 害	教 師 へ の 暴 言	威 嚇	そ の 他		無 免 許 運 転	家 出	無 断 外 泊	深 夜 徘徊 か い			薬 物 乱 用	喫 煙	飲 酒	不 健 全 行 為	わ い せ 行 為	不 健 全 遊 び	金 銭 乱 費 出 し	携 帯 電 話 で 誹 謗 等		ネ ッ ト の ト ラ ブ ル	他 校 訪 問	呼 び 出 し	建 造 物 等 侵 入	火 遊 び	そ の 他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
小	男																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								</

令和 6 年度「ふじえだ教師塾」塾生の教員採用試験結果について

(教育政策課)

1 教員採用試験一次試験の結果

受験者数 38 名 合格者数 26 名 合格率68.4 %

年度	受験者数	一次合格者数	合格率
令和6年度	38名	26名	約68%
令和5年度	39名	29名	約74%
令和4年度	32名	25名	約78%
令和3年度	33名	26名	約79%
令和2年度	39名	33名	約85%
令和元年度	47名	38名	約81%
平成30年度	73名	55名	約75%
平成29年度	68名	45名	約66%
平成28年度	71名	45名	約63%
平成27年度	68名	47名	約69%
平成26年度	68名	38名	約56%

2 一次試験合格者内訳

「講師・社会人」 受験者 19人 合格者 11人 合格率 57.9%
 (R5年度 受験者 17人 合格者 8人 合格率 47.1%)
 「大学生・院生」 受験者 19人 合格者 15人 合格率 78.9%
 (R5年度 受験者 22人 合格者 21人 合格率 95.5%)
 「ふじえだ教師塾全体」 受験者 38人 合格者 26人 合格率 68.4%
 (R5年度 受験者 39人 合格者 29人 合格率 74.4%)

参考：静岡県志願者 1,219人 (小604人・中615人)
 合格者 683人 (小423人・中260人)
 合格率 56.0%

志願者数の推移 (静岡県全体)

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
人数	1,450人	1,401人	1,434人	1,438人	1,581人	1,357人	1,316人	1,183人

※一次試験合格者には二次面接指導を実施

6月15日(土) 6月19日(水) 6月22日(土)

3 二次試験について

- ・試験日 令和6年 6月29(土)30日(日)
- ・内 容 個人面接
- ・合格発表 令和6年8月9日(金)正午以降

令和6年度「ふじえだ教師塾」合同入塾・開講式について

(教育政策課)

1 趣 旨

本年度より「ふじえだ教師塾」は県の教員採用試験が5月に変更されたことにより、10月から次年度の5月まで実施します。10月5日(土)に大学生・大学院生、講師・社会人合同の入塾・開講式を行い、入塾にあたっての自覚と教職への決意を一層高める機会とします。
(募集期間 8月1日(木)から9月20日(金))

2 開催日時 令和6年10月5日(土) 午後1時30分から2時15分

3 会 場 岡部支所分館 第3・4学習室

4 出席者 市長、教育長、教育委員(教育長職務代理者)、学校教育監、
主席指導主事、校長会長

5 内 容

(1) 受付 午後1時～

(2) 入塾・開講式次第 午後1時30分

- | | | | |
|---|-----------|---------------------|--------|
| 1 | 開式のことば | 小山 純一 | 学校教育監 |
| 2 | 入塾者呼名 | | |
| 3 | あいさつ | (1) 藤枝市長
(2) 教育長 | |
| 4 | 教育委員紹介 | | |
| 5 | 入塾者代表あいさつ | | |
| 6 | 閉式のことば | 道越 洋美 | 主席指導主事 |

(3) 開講式終了後 校長会長あいさつ 教職専門演習

1 趣 旨

令和 6 年度にペンリス市が本市との姉妹都市提携 40 周年、白山市との友好都市提携 35 周年を迎えるにあたり、中学生を対象とした 3 市のオンライン交流会を実施し、青少年の国際感覚を育むとともに、3 市の交流を深める。

2 開催日時

令和 6 年 7 月 30 日 (火) 午前 10 時から正午まで

3 会 場

藤枝市生涯学習センター (藤枝市茶町 1-5-5)



< 3 市オンライン交歓会参加生徒 >

4 参加校

【藤枝市】青島中学校、高洲中学校、大洲中学校、広幡中学校、岡部中学校

【白山市】北星中学校、美川中学校、北辰中学校、鶴来中学校、鳥越中学校

【ペンリス市】Caroline Chisolm College、Penrith Selective High School

5 参加者人数

藤枝市・白山市：各学校から 5 名ずつ参加

Caroline Chisolm College : 12 名 Penrith Selective High School : 15 名

6 内 容

- (1) 開会・各市の紹介
- (2) 各校の生徒による学校紹介
- (3) Zoom による意見交換
- (4) 閉会



< 学校紹介プレゼンの様子 >

姉妹都市を提携している白山市との中学生交歓会を、例年開催してきたが、姉妹都市提携 40 周年を迎えたペンリス市を含めた 3 市によるオンライン交歓会を昨年度に続き実施した。

生徒たちは学校紹介のパワーポイントや動画を作成し、藤枝市・白山市の生徒は英語で、ペンリス市の生徒は、日本語を用いてプレゼンを行った。交歓会の後半は、Zoom のブレイクアウトルームを利用し、10 のグループに分かれて意見交換会を行った。生徒同士で好きな食べ物や入部しているクラブなど自由に質問し合い、英語によるコミュニケーションを楽しむことを通して、3 市の生徒同士が交流を深めることができた。



< Zoom による意見交換会の様子 >



「わたしの主張 2024 静岡県大会」について

(生涯学習課)

1 趣 旨 1

次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長する社会の実現を目指し、県主催事業「わたしの主張 2024」を 8 月に本市で開催する。

中学生が日常生活の中で考えていることを広く訴えかけることにより、社会の一員としての自覚を高める契機とするとともに、青少年の健全育成に対する理解と関心を深める機会とする。

2 開催日時 令和 6 年 8 月 19 日 (月) 12:00~16:00 (開場・受付 12:00~)

3 会 場 藤枝市民会館 (藤枝市岡出山 1-11-1)

4 次 第 (予定)

- | | | |
|-------|---------|--|
| 12:00 | 開場 | |
| 12:40 | 開会 | あいさつ (静岡県教育委員会、藤枝市長など)
審査委員紹介
発表上の注意 (審査委員長) |
| 13:00 | 主張発表 | |
| 14:40 | アトラクション | 瀬戸谷中学校「和太鼓実演隊」 |
| | 感謝状贈呈 | イラスト制作者 (高洲中学校 2 人) |
| | 共感賞表彰 | 中学生審査員代表 |
| | 講評・成績発表 | 審査委員長 |
| | 表彰 | 最優秀賞 1 点、優秀賞 3 点、優良賞 9 点、共感賞 1 点 |
| 16:00 | 閉会 | |



5 出場者

13 人 内訳：静東・静西教育事務所管内 8 人 (藤枝市 2 人含む)、
静岡市 2 人、浜松市 2 人、藤枝市 (開催地) 1 人

※藤枝市より計 3 人が出場

6 その他 (今大会への市内中学生及び中学校の参加・協力状況)

開催にあたり、イラストやわたしの主張原稿の作成のほか、大会の聴衆など、市内中学生及び中学校が参加・協力している。

発表者 (開催地 1 人)	古谷 希 (瀬戸谷中 3 年)
発表者 (静東・静西教育事務所管内 8 人のうち 2 人)	松井 勇樹 (青島北中 2 年) 安達 彩花 (岡部中 3 年)
ポスター用イラスト制作者	佐藤 ひなた (高洲中 3 年)
プログラム用イラスト制作者	黒田 香桜 (高洲中 3 年)
運営スタッフ (司会、受付・誘導、中学生審査員代表等)	藤枝中、西益津中、青島北中より 14 人
聴衆、共感賞審査 (中学生審査員)	市内中学生 約 150 人
アトラクション	和太鼓実演隊 (瀬戸谷中)